

納税は住み良いまちづくりの第一歩です

『真珠のようにきらり輝く鳥羽』を実現するための大切な財源である市税とくらしのつながりや納期限などについてお知らせします。

税務課 管理収納係 ☎(25) 1132
特別滞納整理係 ☎(25) 1136

くらしと税のつながり

私たちのくらしは、市・県からさまざまな公共サービスの提供を受けています。身近な例では、公共施設の整備（学校・道路・上下水道・公園など）や、公共サービス（教育・福祉・環境・消防・救急）などがあります。

これらの公共施設の整備や公共サービスは、市民生活の基盤や地域社会の環境整備を行うためのものです。わたしたちが安心して豊かに暮らしていくためには、なくてはならないものであり、これらは税金によってまかなわれているのです。

このように税は、私たち市民が社会の一員として暮らしていくための貴重な財源となっています。

納税相談窓口をご利用ください

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、納期限までに税金を納めることができない場合は、相談することができまので、上記連絡先に問い合わせてください。

また、昼間に納税や納付相談ができないかたのために、平日の午後9時まで、市民文化会館2階・税務課窓口で夜間納税相談を行っています。希望されるかたは、事前に申し込んでください。

※主な市税の種類と納期限は、表のとおりです。



もしも税金がなかったら...

救急車が有料に



医療費がすべて自己負担に



平成29年度 市税納期一覧表

税目	税の内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
市県民税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に住所を有する個人に賦課されます。（1月2日以降に鳥羽市から転出されても、その年度の市県民税は鳥羽市に納めていただくことになります）	6月30日	8月31日	10月31日	平成30年1月31日				
固定資産税 都市計画税	該当年度の1月1日現在に、鳥羽市内に所在する土地、家屋および償却資産の所有者に賦課されます。	5月1日	7月31日	12月25日	平成30年2月28日				
軽自動車税	鳥羽市内を主たる定置場所とする原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車に対し、該当年度の4月1日現在の所有者に賦課されます。	5月31日							
国民健康保険税	国民健康保険に加入されている世帯主および世帯内に被保険者のある世帯主に対して賦課されるものです。	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	平成30年1月31日	平成30年2月28日